

猶予における担保について

注意事項

- 1 徴収の猶予及び換価の猶予にあたっては、一部の場合を除き、室蘭市は、「その猶予に係る金額に相当する担保」を徴さなければならないこととなっています（地方税法第16条第1項本文）。したがって、滞納額と比べて極端に価値の低い不動産等を担保とすることはできません。
- 2 担保とすることができるものは以下のものに限られます（同項各号）。
 - (1) 国債及び地方債
 - (2) 地方団体の長が确实と認める社債その他の有価証券
 - (3) 土地
 - (4) 保険に付した建物、立木、船舶、自動車及び建設機械
 - (5) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
 - (6) 地方団体の長が确实と認める保証人の保証
- 3 保証人による保証の場合には、室蘭市が确实と認める保証人でなければ、その保証は認められません（同項第6号）。どなたを保証人とするかについては、事前に担当と相談してください。
- 4 徴収の猶予及び換価の猶予等にあたっては、その期間中は分割納付を認めますが、分割納付計画が守られない場合は、猶予を取り消し、差押等の処分に手続きを移行します。

担保提供書の提出について

記載要領

- 1 「担保提供書」は、徴収の猶予又は換価の猶予等の担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成してください。
- 2 「担保提供書」は、担保の種類ごとに記載してください。
- 3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名押印を受け、その者の「印鑑登録証明書」を添付してください。
なお、担保が保証人の保証の場合には、別に保証書の提出が必要ですので、この担保提供書への保証人の署名押印は必要ありません。
- 4 不動産（土地・建物）を担保とする場合は、「抵当権設定登記承諾書」も提出してください。
担保が土地の場合は地目、所在、地番、担保が建物の場合は種類、所在、家屋番号、構造を記入した物件目録を添付し、所有者の印により割印してください。
- 5 自動車を担保とする場合には「担保提供書（謄本）」についても提出してください。

保証書の提出について

記載要領

- 1 「保証書」は、換価の猶予等に係る担保が保証人の保証である場合に、当該保証人が作成した上、担保提供者（納税者）から室蘭市に提出してください。
- 2 保証人が2名以上の場合には、住所及び氏名を列記し、連帯して保障することを明らかにしてください。
なお、保証人が法人である場合には、当該法人の代表取締役又は代表社員の資格及び氏名を併せて記載してください。
- 3 保証人の印は、印鑑証明の届出のある印を使用し、当該「印鑑登録証明書」を添付してください。
なお、保証人が法人である場合には、当該法人の代表者印を使用し、その「印鑑登録証明書」及び当該法人の「商業登記簿謄本」を添付してください。
- 4 この保証書には、保証人において印紙税法所定の収入印紙（200円分）を貼付し、消印してください。
- 5 保証書が複数枚となる場合（滞納明細が別紙となる場合等）は、保証人の印により割印してください。